

# 4月1日からの 高校生AV出演解禁を止めてください

## 18歳～19歳の取り消し権 維持存続立法化のお願い

現在、18～20歳前後の女性からアダルトビデオ（以下AV）出演に関する被害相談が急増しています。“アイドルになれる”など若年女性の心理を巧みに利用し、無知や不安に乗じてAVに出演させ、事業者は大きな利益を得ています。被害者の多くは「撮影中は“無”だった」と訴えます。この「無」とはレイプ時に受ける極度のストレス状態そのものです。

4月から子ども家庭庁の審議が始まります。「こども」の定義について法案では「心身の発達の過程にある者」と定め、18歳～20歳といった特定の年齢で区切らず切れ目ない支援が必要とあります。一方で4月1日の民法改正により、女子高生の性暴力被害が深刻になります。理念と正反対の改正でもあり、対策が急務です。

国会議員の皆様には、有効な被害救済制度の立法化により穴を埋めて頂きますようお願いいたします。

このような状況を踏まえ、3月23日（火）午後2時～3時に衆議院第二議員会館にて、院内集会「4月1日からの高校生AV出演解禁を止めてください」を開催いたします。詳細につきましては、以下をご覧ください。緊急を要しますので、当日ご出席いただけますと大変ありがたく存じます。

**日時** 令和4年3月23日(水) 午後 2:00～3:00

**場所** 衆議院第二議員会館 第5会議室 (地下1階)

### プログラム

- 1 今も続く被害・被害記録の流通で追いつめられる若者たち(支援団体からの報告)
- 2 省庁からの報告、国会議員からの発言(予定)
- 3 AV出演被害当事者からの発言
- 4 ディスカッション



伊藤和子      くるみんアロマ      金民カズナ

### 申し込み方法

一般参加者：事前申込制

申し込み方法の詳細は、裏面をご確認ください

参加申込フォーム

<https://qr.paps.jp/0323>

から、お名前、ご連絡先をご登録下さい



パネル写し

主催：NPO法人ぱっぷす 認定NPO法人ヒューマンライツナウ (HRN)



国会議員の皆様へ

18～19歳のAV撮影・販売被害に対する

「未成年者取り消し権の維持存続」立法化のお願い

現在、18～20歳前後の女性からアダルトビデオ（以下AV）出演に関する被害相談が急増しています。“アイドルになれる”など若年女性の心理を巧みに利用し、無知や不安に乗じてAVに出演させ、事業者は大きな利益を得ています。被害者の多くは「撮影中は“無”だった」と訴えます。この「無」とはレイプ時に受ける極度のストレス状態そのものです。4月から子ども家庭庁の審議が始まります。「こども」の定義について法案では「心身の発達の過程にある者」と定め、18歳～20歳といった特定の年齢で区切らず、切れ目ない支援が必要とあります。一方で4月1日の民法改正により、女子高生の性暴力被害が深刻になります。理念と正反対の改正でもあり、対策が急務です。国会議員の皆様には、有効な被害救済制度の立法化により穴を埋めて頂きますようお願いいたします。

① 4月1日以降、18歳～19歳は未成年者取り消し（民法5条1項2項）の保護対象でなくなり、法律の整合性が失われる

② 16歳（児童）からリクルート、動画配信・アイドル活動をさせ、18歳の誕生日すぐにAV撮影という被害事案もあり

③ “幼さ”や“高校生”を売りにしたアダルトビデオが主流になることにより、さらなる被害の低年齢化が懸念

④ 加害者の脅しは通話。文章の証拠が残らない。18歳～19歳にとって“立証困難”被害者が泣き寝入りを余儀なくされる

性的搾取をする人たちは、このときを見逃さない  
18歳～19歳の若年層人口 約220万人 への救済策が急務です

被害救済・被害等防止制度の確立へ

法的規制

性的画像記録に関連する20歳未満のあらゆる契約は原則として「取り消すことができる」議員立法の成立

被害救済

性的画像記録の拡散により社会的不利益を被った方に対する救済策の整備を求めます。（相談～削除要請等の総合的支援）

お問い合わせ：特定非営利活動法人ぱっぷす 〒113-0023 東京都文京区向丘2-27-6-2F  
URL: <https://paps.jp> MAIL: [paps@paps-jp.org](mailto:paps@paps-jp.org) TEL: 050-3186-4119 FAX: 03-6304-2564

## 緊急事態！女子高生がAV搾取され放題？18歳19歳は酒タバコ禁止でAV解禁？#こども家庭庁

末高芳 | 日本大学教授・内閣府子供の貧困対策に関する有識者会議構成員  
3/21(月) 10:26



Human Rights Now PAPS

緊急院内集会

### 4月1日からの 高校生AV出演解禁を止めてください

18歳～19歳の取り消し権 維持存続立法化のお願い

現在、18～20歳前後の女性からアダルトビデオ（以下AV）出演に関する被害相談が急増しています。“アイドルになれる”など若年女性の心理を巧みに利用し、無知や不安に乗じてAVに出演させ、事業者は大きな利益を得ています。被害者の多くは「撮影中は“無”だった」と訴えます。この「無」とはレイプ時に受ける極度のストレス状態そのものです。

4月から子ども家庭庁の審議が始まります。「こども」の定義について法案では「心身の発達過程にある者」と定め、18歳～20歳といった特定の年齢で区切らず切れ目ない支援が必要とあります。一方で4月1日の民法改正により、女子高生

特定非営利法人パップスHPより

民法改正により来月、4月1日から18歳成年（成人）となります。

18歳19歳も自己決定の主体となる重要な法改正ですが、若者を守る視点から、緊急事態が勃発しています。

18歳19歳の若者自身によるAV出演契約ができる一方で、いままでハイティーンを守っていた「取り消し権」がなくなり、高校生世代へのAV搾取とその被害が拡大していく暗黒の春がもう目前に迫っています。

### 1.18歳19歳、酒・タバコ・ギャンブル禁止、カードローン制限でもAV解禁？

民法18歳成年に際しては、若者の健康や成長、社会経験や生活基盤の安定性を重視し、20歳までは禁止されていることもあります。

酒・タバコ・ギャンブルは「健康被害への懸念や、ギャンブル依存症対策などの観点から」20歳までは禁止とされています（法務省「民法（成年年齢関係）改正 Q&A」）。

また、犯罪をおかした場合には、18歳19歳が起訴された場合のみ「特定少年」として実

名報道がされます。

逮捕されただけでは実名報道されませんし、略式処分の場合にも実名報道はされません。

またカードローンについては、大手銀行・地方銀行は18歳19歳のカードローン利用は生活基盤が整わないとして、見送りという報道がされています（日本経済新聞「18歳からカードローン、大手銀行は見送り 民法改正でも」2022年1月9日）。

こうした状況を見ると、酒・タバコ・ギャンブル、実名報道、ローン（借金）では、いままで未成年として守られていた18歳19歳を急にリスクにさらすことなく、守る措置がとられていることがわかります。

これに対し4月1日から急に、18歳19歳をこれまで守っていたAV出演契約の「取り消し権」が消滅するのです。

自分で決めたのだからいいではないか？

そうでしょうか？

### 2.AV搾取から若者を守っていた「取り消し権」が消滅する4月1日

#### —あまりにも非対称なAV業界と若い被害者との関係

大人のみなさんは、自分が18歳19歳だった頃を思い出してください。

- ・十分な判断能力や、個人が法人とかかわる契約に関する十分な知識、性搾取から自分を守る十分な知識はありましたか？
- ・たとえばAV搾取が、芸能プロダクションのスカウト、モデル募集、商品モニター募集などAV出演とは異なる名目から誘導されると知っていますか？
- ・多くの男性に囲まれたり、机を叩かれたり、契約しなければ密室から出してもらえない状況の中で、その場から逃げたい一心でAV出演契約書にサインさせられる若者がいることを知っていますか？
- ・いったん撮影されたAVはメーカー・配信者に有利な著作権法により、永遠に再利用が可能、とされる状況があることを知っていますか？（[ヒューマンライツ・ナウ要請書](#)）
- ・被害者は女性ばかりではなく男性や多様な性自認の人々にまたがることを知っていますか？

こうした深刻な実態については内閣府でも調査が実施されたことがあります。

※内閣府「若年層を対象とした性的な暴力の現状と課題～いわゆる「JKビジネス」及びアダルトビデオ出演強要の問題について～」平成29年3月

10代のある日、気軽な気持ちでアルバイトサイトに申し込んだら、大人たちの巧妙なやり口でAV出演を強要され逃げられなくなってしまった、そんな若者が後をたたない日本

なのです。  
関係団体への相談件数も年々増加しているそうです。

法務省、内閣府も相談先を明記した啓発ページを設定して、被害を防止しようとしている  
深刻な性暴力・性搾取であり人権侵害問題なのです。

※法務省「[アダルトビデオ出演強要及びJKビジネス問題に係る相談窓口について](#)」

※内閣府「[若年層を対象とした性的な暴力の啓発](#)」

このような実態から若者を守るために、いままで機能していたのが「取り消し権」です。  
18歳19歳の若者はいままでAV出演契約をしても、「未成年者取消」という民法規定によ  
って、無条件で契約解除をすることができていました。

しかし、この「取り消し権」が4月1日から消滅します。

実は20歳以上のAV搾取被害者に対しては、AV業界側が過去の判例をふまえて、より手口  
を巧妙化させたり高額な違約金を請求するスラップ訴訟を起こすことにより、事実上、契  
約解除が不可能な状態に追い込む深刻な実態も指摘されています。

※猪野亨「[出演契約が18歳から?? これが契約ならば年齢に関係なく女性側からの契約  
解除の自由と違約金禁止の法規制が必要](#)」BLOGOS,2022年3月18日

4月1日からは18歳19歳も、事実上、契約解除が不可能なAV出演契約となり、AV搾取被  
害が拡大・深刻化してしまうのです。

もうすぐ4月1日、高校生世代（とくに女子高生）が性的搾取され放題の暗黒の春が来て  
しまいます。

### 3.オール国会で高校生世代をAV搾取から守ろう！

#### —当事者の声を聞き緊急立法をいまずくに！

このような実態があればこそ、当事者団体は「取り消し権」の存続のための緊急立法を求  
めています。

3月23日には院内集会も開催されるそうです。

4月1日は目前、一刻の猶予もありません。

※【緊急院内集会】3月23日（水）「4月1日からの高校生AV出演解禁を止めてください  
18～19歳の取消権 維持存続立法化のお願い」（認定NPO法人ヒューマンライツ・ナ  
ウ、特定非営利法人パップス）

事態の深刻さを認識した国会議員なら与野党問わずオール国会でこの高校生世代の緊急事  
態に対処くださるはずだと私は信じています。

2018年には上川陽子法務大臣（当時）も「本人の意に反した出演強要はあってはならな  
い」という答弁をされていると報道されています（弁護士ドットコム「4月から18歳・  
19歳のAV出演契約は「成人扱い」…政府答弁で明らかに」2022年3月7日）。

### 4.こども政策で保護されるべき対象に年齢制限はない

#### —こども家庭庁を設置する岸田政権は、若者をAV搾取から守り切れるか？

4月は改正民法による18歳成年のスタートであると同時に、こども若者の権利と尊厳を尊  
重し、こども政策を推進するためのこども家庭庁の設置法が国会審議に入ります。

3月1日の私の記事にも書きましたが、こども家庭庁設置法は「こどもの年齢及び発達  
の程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本」（第3  
条）としている素晴らしい法律です。

またこども政策の対象となるこどもの定義も「心身の発達の過程にあるもの」（第1条）  
と、18歳になったからと急に切り捨てないための規定がされています。

このように、若者も対象となるこども政策を推進する、こども家庭庁を岸田政権は設置し  
ようとしています。

こども家庭庁が実現できる政府ならば、こども若者を性暴力性被害から守り切るために全  
力を尽くして下さるはずだと考えています。

高校生世代をAV搾取から守るための緊急立法にも、政府国会をあげての取り組みが行わ  
れるのではないのでしょうか。

高校生世代がAV搾取され放題の暗黒の春がもう来てしまうのです。

すべての国会議員、関わる官僚のみなさん一刻も早くAV搾取から高校生世代を守って  
ください。



末富芳  
日本大学教授・内閣府子供の貧困対策に関する有識者会議構成員

末富 芳（すえとみ かおり）、専門は教育行政学、教育財政学。子どもの貧困対策は「すべての子  
ども・若者のウェルビーイング（幸せ）」がゴール、という理論的立場のもと、2014年より内閣府・  
子どもの貧困対策に有識者として参画。教育費問題を研究。家計教育費負担に依存しつつ成熟期を  
通り過ぎた日本の教育政策を、格差・貧困の改善という視点から分析し共に改善するというアクティ  
ビスト型の研究活動も展開。多様な教育機会や教育のイノベーション、学校内居場所カフェも研究対  
象とする。主著に『教育費の政治経済学』（勁草書房）、『子どもの貧困対策と教育支援』（明石書店、編  
著）など。

出所:YAHOO! ニュース 2022/3/21配信

※赤傍線は山井事務所にて付記

「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」  
令和元年度フォローアップ実施結果【全体版】

1 更なる実態把握

(1) 若年層に対する性的な暴力に係る相談・支援の在り方の検討のための調査研究の実施  
アダルトビデオ出演強要問題や「JKビジネス」問題等を含む若年層に対する性的な暴力の被害実態について、被害者支援を行っている民間団体の協力を得て調査を行う。また、有識者の検討会を開催し、被害実態を踏まえ、被害者に対する効果的な相談・支援の在り方について検討を行う。(内閣府)

○ 若年層における女性に対する暴力の被害者に対する効果的な相談・支援の在り方を検討するため、令和元年12月に若年層に親和性の高いSNSを活用した相談事業を試行的に実施した。(内閣府)

(2) 「JKビジネス」の営業に関する実態調査及び分析の実施

「JKビジネス」については、警察の取締りを回避すべく次々とその形態を変えるなどしている状況がうかがえることから、的確に実態を把握し、迅速に対応するため、無店舗型の営業も含めたこの種の営業の実態調査を実施するとともに、調査結果の分析を通じて対策を立案する。(警察庁)

○ 無店舗型の営業を含めた「JKビジネス」の営業実態等の調査を実施するとともに、調査結果を踏まえた対策を推進した。(警察庁)

・「JKビジネス」店数：162店（昨年比+25件）（令和元年12月末現在）

業態別では接触型が全体の約8割

店舗型・無店舗型別では店舗型が全体の約5割

地域別では東京都が全体の約7割、大阪府が全体の約2割

(3) 被害状況等に関する個別具体的な実態把握等

関係府省が相互に連携し、集中月間中に国の各機関に寄せられた相談事案の分析を行うとともに、被害の態様や現行制度の運用状況及びその問題点等について整理する。また、必要に応じて、相談者の個人情報に配慮した上で、相談内容その他関連情報について、関係府省への提供及び共有を図る。(関係府省)

○ 平成30年3月の関係府省対策会議において、「いわゆるAV出演強要問題や「JKビジネス」問題等に関する今後の対策」に係る平成29年度の取組状況等について報告がなされた。(関係府省)

した。(内閣府；1(1)再掲)

6 その他

(1) 被害の防止及び救済等のための新たな対応策の検討

アダルトビデオ出演強要問題や「JKビジネス」問題等が深刻な性的な暴力で、重大な人権侵害であるとの考え方に立ち、関係者による自主的な取組の進捗状況や実態把握の状況も踏まえ、性的な暴力の被害につながる行為の規制、被害の回復、被害者の保護及び支援等について、有識者等の意見も参考に、法的対応を含め、必要な対応策を検討する。(内閣府、関係府省)

○ いわゆるAV出演強要問題について、引き続き、今後必要な法的対応を含めた各種対策の在り方や、現在の規制の状況等を踏まえて今後取りうる法的対応等について検討。(内閣府、関係府省)

(2) 消費者団体訴訟制度を活用した対応策の検討

被害者が締結している契約が消費者契約に該当し、事業者により不当な勧誘等がなされている場合には、内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体がアダルトビデオ出演強要問題における不当な勧誘等に対して実効的に差止請求ができるよう、環境整備を図る。(消費者庁)

○ 「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」等被害防止月間」(平成31年4月)に際して、各適格消費者団体に対して、政府の取組につき情報提供するとともに、関連被害の相談があった場合に引き続き対応するよう周知を行った。(消費者庁)

(3) 情報提供等を通じた地方公共団体に対する支援の強化

地方公共団体に対し、被害の具体的な実態、関係法令に基づく取締り、関連する条例の制定、教育・啓発、相談窓口の整備や関係機関の職員への研修等に関する国の取組や地方公共団体等の先行事例等について情報提供を行うなどにより、各地方公共団体における取組の推進を働きかける。(関係府省)

○ 「令和2年度「AV出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」の実施について」(令和2年1月28日付け府共第47号)を発売し、被害防止月間の周知を図るとともに、それぞれの地域の実情に応じた取組を推進するよう協力を依頼した。また、各地方公共団体において実施した取組等の報告についても協力を依頼し、報告のあった取組結果等を参考例として各地方公共団体に情報共有した。(内閣府)

(4) フォローアップの実施

対策会議で、本対策の進捗状況について、フォローアップを行う。(関係府省)

出所：内閣府資料

※赤傍線は山井事務所にて付記

令和4年3月29日

法務省

〔民法について〕

まず、民法に基づく契約の取消しについてご回答いたします。契約の取消しの根拠となる民法上の規定としては、錯誤、詐欺、強迫があります。

錯誤による意思表示について、民法は、①意思表示に対応する意思を欠く錯誤又は②表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができると規定しています（民法第95条第1項）。また、上記②の場合については、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り、取り消すことができると規定しています（同条第2項）。

また、詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる（同法第96条第1項）とされています。

アダルトビデオ出演契約を締結した出演者の意思表示がこれらの要件を満たす場合は、そのアダルトビデオ出演契約を取り消すことが可能です。

また、出演者が当該契約において動画等の頒布を許諾している場合には、当該契約を上記の規定を根拠に取り消すことによって、当該許諾の効力も失われます。

お尋ねの「過去5年間に契約を取り消すことができた件数」については、民法に基づく取消しは契約の当事者間で行われるものであることから、法務省において把握しておりません。

〔刑法について〕

刑法には、被害者による契約の取消しや頒布の差止めについて定めた規定はありません。

刑法には様々な罪が定められており、その要件に該当する場合には犯罪として処罰され得ます。

捜査当局においては、法と証拠に基づき、刑事事件として取り上げるべきものがあれば、適切に対処しているものと承知しています。

出所:法務省提供資料

※赤傍線は山井事務所にて付記

お尋ねの、1.「AV強要問題」について、消費者契約法により、取り消すことができた件数と、2.消費者契約法について、どのような要件を満たせば、出演契約の取消や動画等の頒布を禁止すること等が可能となるのか、について、以下のとおり回答いたします。

【1. について】

消費者契約法は、事業者と消費者の間で結ばれる契約について規律する民事ルールであり、法律が適用された場合（例えば、取消権が行使された場合）に消費者庁に報告等がされることはなく、行政処分件数のように、消費者庁においてその件数を把握することはできません。したがって、件数はお示しできません。

【2. について】

消費者契約法に規定する取消権を行使することができる要件は、以下の3点です。

- ①消費者と事業者との間の契約であること
- ②労働契約に該当しないこと
- ③消費者契約法に規定する不当な勧誘行為があり、それによって、消費者が誤認または困惑して、契約したこと

例えば、街を歩いていた女性が事業者にスカウトされ、反復継続して出演する意思なく出演契約等を締結したような場合は、この女性は「消費者」に該当し、この契約は、①の要件を満たします。

次に、労働契約には消費者契約法が適用されませんが、事業者が指揮命令できる関係にある場合には労働契約になりますので、指揮命令できない場合に②の要件を満たすこととなります。

そして、消費者契約法第4条では、契約を取り消すことができる「不当な勧誘」が規定されており、例えば、事業者が勧誘に際して不実のことを告げ、消費者が誤認して契約した（モデルの仕事と言われたから契約したのに実際はAV出演だった等）、あるいは、勧誘に際して、消費者が退去する意思を示したにもかかわらず退去させず、困惑してAV出演契約をした、という場合が該当します。

消費者は、取消権の要件となる勧誘時の具体的な状況等を主張立証することによって、取消権を行使することができます。

なお、AV出演契約をすることについて、事業者に、消費者契約法に規定する「不当勧誘」行為がなく、消費者にも誤認・困惑がなかったものの、後から思い直して出演を拒否したい、といった場面では、消費者契約法の取消権は行使することができません。

最後に、取消権の行使の結果として、動画等の頒布が禁止されるかについては、消費者契約法に特別の規定はなく、民法上の取消権と同様に考えております。

出所:消費者庁提供資料 ※赤傍線は山井事務所にて付記

以上

岸田総理が本日の参議院決算委で、塩村議員に対する答弁の中で、18、19歳へのAV出演強要問題について「刑法、民法、消費者契約法さらには労働者派遣法、職業安定法など様々な法律を具体的案件にどう適用するのか」という主旨の発言をされました。

については、AV強要問題について、それぞれの法律により、過去5年間に、契約を取り消すことができた件数を年度毎にご回答下さい。

また、それぞれの法律について、どのような要件を満たせば、AV出演強要の被害者が、出演契約の取消や動画等の頒布を禁止等が可能となるのか、併せて示してください。

(答)

- 労働者派遣法や職業安定法においては、公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で労働者派遣、職業紹介、労働者の募集、労働者の供給を行うことについて、罰則を規定しています。

(※) これらの規定は、該当する行為の行為者に対する罰則であり、契約そのものを取り消すものではありません。

(参考1)労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)

第五十八条 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で労働者派遣をした者は、一年以上十年以下の懲役又は二十万円以上三百万円以下の罰金に処する。

(参考2)職業安定法(昭和22年法律第141号)

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを一年以上十年以下の懲役又は二十万円以上三百万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行つた者又はこれらに従事した者

(厚生労働省職業安定局需給調整事業課)

出所:厚生労働省提供資料 ※赤傍線は山井事務所にて付記

## 「公衆道徳上有害な業務」に関する裁判例 労働者派遣

○東京地方裁判所 平成6年3月7日判決

芸能プロダクションとその代表者らが、雇用する労働者である女優をアダルトビデオ制作会社に派遣したという事案につき、アダルトビデオへの出演行為は、労働者派遣法第58条の「公衆道徳上有害な業務」に該当するとした事例。

【判決の要旨】

- 「あてがわれた男優を相手に、被写体として性交あるいは口淫等の性戯の場面に露骨に演じ、その場面が撮影されるのを業務内容とする」業務は、社会共同生活において守られるべき性道徳を著しく害するものというべきであり、ひいては、派遣労働者一般の福祉を害することになる」から、「公衆道徳上有害な業務」に該当するため、芸能プロダクション等が、雇用した労働者である女優を、有害業務に就かせる目的で派遣をしたことについて、芸能プロダクションに罰金50万円、会社取締役・チーフマネージャーに懲役2年に処する。
- 労働者派遣法第58条の規定は、「労働者一般を保護することを目的とするものであるから、右業務に就くことについて個々の派遣労働者の希望ないし承諾があったとしても、犯罪の成否に何ら影響がない」。

出所:厚生労働省提供資料

## 児童福祉法

## 目次

第一章	総則（第一条—第三条）
第一節	国及び地方公共団体の責務（第三条の二・第三条の三）
第二節	定義（第四条—第七条）
第三節	児童福祉審議会等（第八条・第九条）
第四節	実施機関（第十条—第十二条の六）
第五節	児童福祉司（第十三条—第十五条）
第六節	児童委員（第十六条—第十八条の三）
第七節	保育士（第十八条の四—第十八条の二十四）
第二章	福祉の保障
第一節	療育の指導、小児慢性特定疾病医療費の支給等
第一款	療育の指導（第十九条）
第二款	小児慢性特定疾病医療費の支給
第一目	小児慢性特定疾病医療費の支給（第十九条の二—第十九条の八）
第二目	指定小児慢性特定疾病医療機関（第十九条の九—第十九条の二十一）
第三目	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（第十九条の二十二）
第三款	療育の給付（第二十条—第二十一条の三）
第四款	雑則（第二十一条の四・第二十一条の五）
第二節	居宅生活の支援
第一款	障害児通所給付費、特例障害児通所給付費及び高額障害児通所給付費の支給（第二十一条の五の二—第二十一条の五の十四）
第二款	指定障害児通所支援事業者（第二十一条の五の十五—第二十一条の五の二十五）
第三款	業務管理体制の整備等（第二十一条の五の二十六—第二十一条の五の二十八）
第四款	肢体不自由児通所医療費の支給（第二十一条の五の二十九—第二十一条の五の三十二）
第五款	障害児通所支援及び障害福祉サービスの措置（第二十一条の六・第二十一条の七）
第六款	子育て支援事業（第二十一条の八—第二十一条の十七）
第三款	助産施設、母子生活支援施設及び保育所への入所等（第二十二条—第二十四条）
第四節	障害児入所給付費、高額障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費並びに障害児入所医療費の支給
第一款	障害児入所給付費、高額障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費の支給（第二十四条の二—第二十四条の八）
第二款	指定障害児入所施設等（第二十四条の九—第二十四条の十九）
第三款	業務管理体制の整備等（第二十四条の十九の二）
第四款	障害児入所医療費の支給（第二十四条の二十一—第二十四条の二十三）
第五款	障害児入所給付費、高額障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費並びに障害児入所医療費の支給の特例（第二十四条の二十四）
第五節	障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給
第一款	障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給（第二十四条の二十五—第二十四条の二十七）
第二款	指定障害児相談支援事業者（第二十四条の二十八—第二十四条の三十七）
第三款	業務管理体制の整備等（第二十四条の三十八—第二十四条の四十）
第六節	要保護児童の保護措置等（第二十五条—第三十三条の九の二）
第七節	被措置児童等虐待の防止等（第三十三条の十一—第三十三条の十七）
第八節	情報公表対象支援の利用に資する情報の報告及び公表（第三十三条の十八）
第九節	障害児福祉計画（第三十三条の十九—第三十三条の二十五）
第十節	雑則（第三十四条・第三十四条の二）
第三章	事業、養育里親及び養子縁組里親並びに施設（第三十四条の三一—第四十九条）
第四章	費用（第四十九条の二—第五十六条の五）
第五章	国民健康保険団体連合会の児童福祉法関係業務（第五十六条の五の二—第五十六条の五の四）
第六章	審査請求（第五十六条の五の五）
第七章	雑則（第五十六条の六一—第五十九条の八）
第八章	罰則（第六十条—第六十二条の七）
附則	

## 第一章 総則

- 第一条** 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。
- 第二条** 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。
- ② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。
- ③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。
- 第三条** 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあつて、常に尊重されなければならない。

## 第一節 国及び地方公共団体の責務

- 第三条の二** 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

## （6）いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する対応について

いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等については、被害者の心身に深い傷を残しかねない重大な人権侵害であるとともに、女性活躍の前提となる安全で安心な暮らしの基盤を揺るがす問題であり、その根絶に取り組む必要がある。

政府においては、関係省庁が連携して対策を実施するため、「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する関係府省対策会議（平成29年3月21日関係府省申合せ）」（以下「対策会議」という。）を設置し、平成29年5月には、対策会議において、「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」（以下「今後の対策」という。）をとりまとめ、被害の防止根絶に向け、取組を推進している。令和3年度においては、「今後の対策」を踏まえて平成29年から毎年4月に実施してきた「アダルトビデオ出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間を発展的に継承し、「若年層の性暴力被害予防月間」として実施したが、本年4月においても昨年同様に必要な取組を集中的に実施することとしている。

各都道府県におかれては、今後の対策の趣旨を踏まえ、引き続き、政府の取組にご協力いただくとともに、それぞれの地域の実情に応じた取組を実施していただくようお願いする。

なお、各都道府県の婦人相談所も主要な相談窓口の一つとされているため、相談に適切に対応していただくとともに、各都道府県等のホームページ等を活用して、いわゆるアダルトビデオ出演強要や「JKビジネス」による性暴力に関する相談を受け付けている旨の周知を引き続きお願いする。

出所：令和3年度全国児童福祉主管課長会議資料(2022/3/22)



イメージ (nonpii / PIXTA)

### 4月から18歳・19歳のAV出演契約は「成人扱い」...政府答弁で明らかに

2022年03月07日 10時06分

民法改正による成人年齢の引き下げに伴って、アダルトビデオ（AV）出演契約を結んだ18歳・19歳であっても「成人」として扱う――。政府がこのほど閣議決定した答弁書の内容だ。

この答弁書は、立憲民主党の塩村あやか参院議員の質問主意書に答えたもの。たとえAVの出演契約であっても、18歳・19歳は未成年取消権をつかえなくなるという国の考えが示されたかたちだ。

#### ●「とんでもない回答だ」（塩村議員）

参議院のウェブサイトで公開された答弁書は「成年年齢引下げに伴い必要となるアダルトビデオ出演強要問題への対応に関する質問主意書への答弁書」（3月1日付け）。

<成年年齢引き下げ後、特定の政策目的から、特定の取引類型について、当該取消権を行使することができる者を成年となった18歳、19歳の者にまで拡張することは困難であるが、いわゆるアダルトビデオ出演契約を締結したとしても、不当な手段によって締結された契約については、詐欺、強迫等を理由とする取消権を行使することが可能である>

つまり、AVの出演契約においても、未成年取消権の対象を18歳・19歳にまで広げられないという判断を示したものだ。一方で、不当な手段によって締結された契約については、詐欺や強迫などを理由として取消権を行使できるとしている。

しかし、若年層への性暴力被害増加が懸念されている。塩村議員は弁護士ドットコムニュースの取材に、政府からの回答について「とんでもないと思います」と述べたうえで、3月8日の内閣委員会で取り上げるとした。

一方、政府は別の答弁書で、本人の意に反した出演強要はあってはならないことで、取り締まり強化や教育・啓発など被害予防に取り組んでいるとした。ただし、2018年の国会答弁で、上川陽子法相（当時）がすでに同様の見解を述べている。

出所: 弁護士ドットコムニュース 2022/3/7配信 ※赤傍線は山井事務所にて付記

NPO法人ぱっぷすは、主に10代～20代の性的搾取及びデジタル性暴力被害に遭われた方の総合的な支援（※1）を行うべく、児童ポルノ・リベンジポルノ・AV出演被害に係る性的画像記録等の削除要請活動と同時に、被害者の意思を確認し、刑事事件化できる場合は法執行機関と連携し被害回復に努めています。下記のグラフは、当団体に寄せられた年度毎の新規相談者数を集計したものです（※2～※4）2012年～現在までの合計は1670人（内AV被害621人（内AV被害20歳未満79人））です。

AV被害に対しては有効な法整備が無いことから、過去3年間の平均新規被害相談者数は82人と横ばいの状態が続いています。一方で、今年度（2021年度）の20歳未満（未成年者）のAV被害相談者数は20人（前年度の3倍、AV被害相談の20.4%）です。当団体に寄せられた被害者数は全体の被害のごく一部であり、警察に届け出ても事件化できるのはAVプロダクション止まりでAV制作・AV販売（※5）は野放し状態です。

たとえ刑事事件化しても「AV販売停止」や「AV削除」は別問題であるため、多くの若年女性が泣き寝入りや余儀なくしていることから、多大な暗数があるものと推測します。

20歳未満の被害相談人数20人は少ないように見えますが、これは取消権が抑止力として機能していたことがわかります。4月1日以降は、18歳～19歳の被害者数が激増するものと志料いたします。

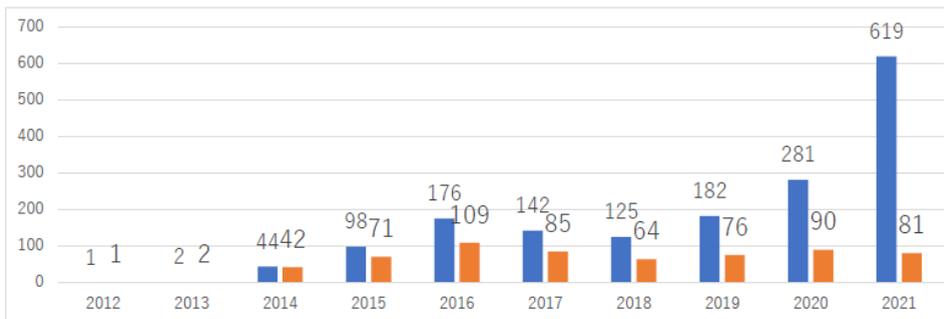


図1 ■ 全体の新規相談件数・■ AV被害新規相談件数

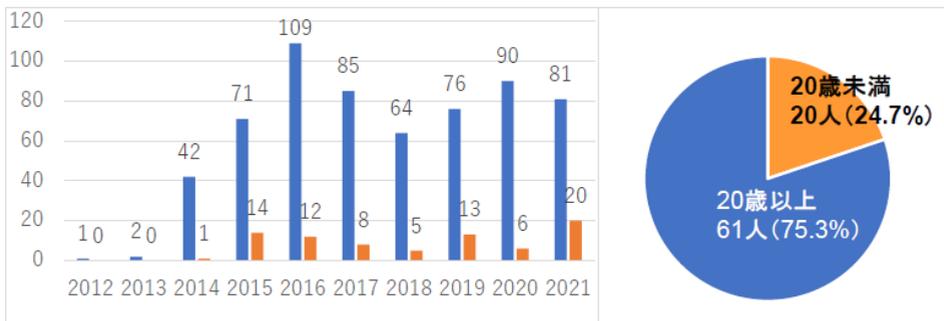


図2 ■ AV被害新規相談件数・■ 20歳未満AV被害相談件数

図3 2021年度の内訳（※6）

※1 総合的な支援とは、特に女性と子どもの人身取引(性的搾取)を対処するための戦略基盤として「5つのP」と「3つのR」として保護(Protection)、訴追(Prosecution)、処罰(Punishment)、予防(Prevention)、(国際協力の)促進(Promotion)、救済(Redress)、復帰(Rehabilitation)、および、社会で建設的な役割を担えるようにするための被害者の再統合(Reintegration)があります(国連特別報告者ジョイ・ヌゴジ・エセイロ氏2009年7月12日より)

※2 データは暫定値であることをご了承ください。

※3 2021年度は2021年4月1日～2022年3月22日までの集計です。

※4 このデータは当団体に寄せられた新規相談件数です。全体像を把握することは困難です。

※5 無修正ビデオの場合は刑法175条(わいせつ物の頒布)等で逮捕できる場合があります。

※6 2月23日配布資料のうち、グラフの数値に一部訂正がありました。

出所: 特定非営利活動法人ぱっぷす提供資料

※赤傍線は山井事務所にて付記



言われた。

「ところで、君さあ、高校生？」

「うん。」

「へええ……。高校生じゃないんだ。いくつ？」

「このついでという感じで、誕生日を聞かれた。Dさんは高校生に見られたことに若干の不満を持った。いつだって大人じゃないって見られるんだから……と。そこで、もうじき二十歳になると教えた。

「なあんだ。高校生じゃなかったんだ。高校生にアルバイト紹介しようと思ったんだけど、君だったら、うんと若く見えるから、キャバクラに入ればいいお客がつくよ。」

スカウトにとっては自分がスカウトしようとしている人が未成年（二十歳未満）か、十八歳未満が重大事で、そのために学生証、保険証等を確認しようとして、できればその場で写真なりコピーなりを撮らうとする。というのは、未成年の場合は、民法の規定により、親などの保護者の了解なしに取り交わされた契約は無効になるからである。特に十八歳未満の場合は、児童福祉法、児童虐待防止法や児童買春、児童ポルノ法にも抵触する。これらの子ども関連の法に抵触した場合は、最高で七年以下の懲役、または一〇〇〇万円以下の罰金刑が科せられる。

だからアダルトビデオの関係者は年齢には敏感で、十八歳や十九歳ぐらいでスカウトした人については、二十歳の誕生日が来るまでいろいろな理由をつけてキープしておき、誕生日を迎えたときにアダルトビデオの撮影に入る場合がある。先に挙げたCさんがその典型例である。また、年齢確認のための学生証や保険証は、本人の身元確認のツールでもあり、つまり、本人が逃げ出さないための担保があるとは知らずにごく軽い気持ちでそうした女性のほうはたいして、そんな重要な意味があるとは気づかずに、たまたま、ときずいた証明書を見せてしまうのだ。あとになってこの重大性を理解したときには、ときずいて遅く、学校や親元を知られてしまっているのを逃げられない、という話はよく聞く。Aさん、Bさん、Cさんとともに、住所や親の身元を知られているという恐怖は大変なものだった。

アダルトビデオに出演する人は女優なんだと理解した

さてDさんは、もうすぐ二十歳になると教えた時点で、スカウトの男に若干疑いを感じて、この日はメールアドレスの交換をし、別れた。

スカウトマンからは、速いようにいつ来られるかと連絡があり、数週間後はこのスカウトマンと〇市で待ち合わせ、電車でX市に移動した。その日に、X市のキャバクラで面

091 I アダルトビデオに出演させられてしまった彼女たち

う彼女たちの気持ちだが、事態の深刻度を深めている。結果、彼女たちは一人で悩むことになり、「どうしたらいいかわからない」という思いで、私たち支援者に相談依頼してくる。

→契約が無効なのは成人になってから

相談依頼者の多くは、まさに二十歳前後の女性たちである。

一緒に、女性たちは、自分の姿かたちがどのように見られるかには気にするが、自分の年齢の法的意味合いに関しては、無知もしくは中途半端な知識しかないと言っている。例えばDさんは、スカウトマンから、実際の年齢よりも若く見られたことに反発して、「もうすぐ二十歳になるのよ」と言っていました。

女性の年齢を気にするのは、プロダクションやメーカーのほうだ。当人に接触して以降どこかの時点で、免許証なり学生証などで生年月日を確認する。これらに交渉しようとする相手が、児童年齢か成人に達しているかが、契約をする上で極めて重要になるからだ。Aさんの場合は、スカウトされたその日に学生証により年齢確認をし、契約をさせている。

Bさんの場合は、スカウトされたときには二十歳になっておらず、二十歳の誕生日を迎

えたところまで、「専属芸術家契約書」にサインしている。契約に至る経緯には、プロダクション側にも言い分があるが、私たちの目から見ると、スカウトされて二〜三ヶ月はジム通い、プチ整形などで時間を消費をして、二十歳になるまでBさんをつないできたと思えるのである。マンション契約に関しては、第三者である不動産屋が関わる契約なので、年齢はごまかせない。二十歳になってすぐにマンションの契約もしている。もっと早く二十歳になっていれば、もっと早く出演させられていたことだろう。プロダクション側がターゲットになる進路としてやらせていたプログラムは、本人の借金になるという重しの意味はあるものの、AV出演に特に必要のない事柄に思われるからだ。

Cさんの場合、年齢はかなり微妙だ。スカウトされたときには十八歳未満の児童年齢だった。だから、「若エロ」写真や動画を撮れば児童買春・児童ポルノ法に抵触する（しかた）し、これは法律的な建前であって、現実には子どもの「若エロ」はあふれており、法は実効的に機能していない。ただ彼女はスカウト直後に十八歳になったので、法に抵触しなかった。十八歳になってから二十歳の成人に達するまで、約二年間は、プロダクションによって動機づけされながら、後半は脅しを受けながら、つなぎ止められていた時期のように思われる。

Cさんは十八歳になってすぐ、「第一次の「営業委託契約書」」を結んでいる。法律的に

093 II なぜ契約にサインをし、なぜそこから抜け出せないのか

### ※赤傍線は山井事務所にて付記

人もおかしい、おかしいと思いつつ、夢にしがみついて現実には起きていることを正確に判断できない。スカウトマンは「ダレント・アイドル・モデル」等の言葉を使用しているが同じ言葉であっても、内実は本人とプロダクションでは違い、本人が抱く夢とプロダクションの思惑は、まったく異なる。このケースは多い。

Cさんの例は、十八歳未満のときにスカウトされ、そのまま、十八歳以上、二十歳以上と法的に自立する年齢になるまでさまざまな理由をつけてプロダクションにつきなが留められ、挙句に撮影にまで持ち込まれた例である。Bさんも、その意味では数ヶ月間キープされていた状態だった。成人に達しているか否かはかなり決定的な要素だ。私たちは、相談依頼者の生年月日を必ず聞き取っているわけではないので、正確な統計数値は出せないが、二十歳前後の相談依頼者は多い。

Dさんの場合は、家族が知ったことでSOSにつながった。この例のみならず家族やカレンが直接通報していただく場合もある。家族などに勧められた結果、当人が相談を寄せられる場合もあるが、本人自身も困ってはいたがきっかけが掴めないときに、家族等の第三者の後押し力は極めて強く、このような第三者を経由しての相談もまた多い。

Eさんは、遠くの地方からたまたま東京に遊びに来たときにスカウトされた。自分の意思を明確に伝えることが苦手で、強引に押されると流され、収拾がつかなくなるまで、ヘ

ンド、ヘンドと思いつつ、自力では止められなくなる。ここに具体的には挙げなかったが、典型的な事例は、じつはあと二つある。一つは、数十回、あるいは百数十回アダルトビデオに出演し、この世界で生きていながら、それでも相談依頼者として現れる一群である。人数は多くないが複数いる。この場合は、ある程度この世界では有名な人であるために、その相談内容そのものからして、個人を特定されかねないので、典型例として伝えることを避けた。本人の話のかけりでは深刻な事柄のさなかにある。もう一つは、過去の数年前、あるいは十数年前のアダルトビデオ出演のトラウマを現在に引きずっている人々である。例えば、ある相談依頼者の場合は、十五年間、誰にも言えず悩んでいたという。メディアの報道により相談できることを知り、アクセスを試み支援者と面接をした。本人はずっと悩んでいたが、誰に、どこへ、相談に行ったらいいかわからなかったという。ようやく、十五年も前の話ができるようになり、話す場所を見つけたというのである。

これは一例であって過去の問題に関する相談依頼の内容はさまざまで、まとめきれない。今後数年の相談経過を見た上でなければ、現時点ではその共通項を典型事例として抽出しきれないので、ここでは割愛した。過去の出来事がいまだに解決されていない課題

094 I アダルトビデオに出演させられてしまった彼女たち

平成二十五年法律第九十七号

# 東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効の特例に関する法律

(趣旨)

**第一条** この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害が大規模で長期間にわたる未曾有のものであり、特定原子力損害（当該事故による損害であって原子力事業者（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四百四十七号）第二条第三項に規定する原子力事業者をいう。）が同法第三条第一項の規定により賠償の責めに任ずべきものをいう。以下同じ。）を被った者（以下「特定原子力損害の被害者」という。）のうちに今なお不自由な避難生活を余儀なくされその被った損害の額の算定の基礎となる証拠の収集に支障を来している者が多く存在すること、個々の特定原子力損害の被害者に性質及び程度の異なる特定原子力損害が同時に生じその賠償の請求に時間を要すること等により、特定原子力損害に係る賠償請求権の行使に困難を伴う場合があることに鑑み、特定原子力損害の被害者が早期かつ確実に賠償を受けることができるようにするための体制を国が構築するために必要な措置について定めるとともに、特定原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効の特例を定めるものとする。

(早期かつ確実な賠償を実現するための措置)

**第二条** 国は、特定原子力損害の被害者が早期かつ確実に賠償を受けることができるよう、国の行政機関における特定原子力損害の賠償の円滑化のための体制の整備、紛争の迅速な解決のための原子力損害賠償紛争審査会及び裁判所の人的体制の充実、原子力損害賠償・廃炉等支援機構による相談体制及び情報提供体制の強化その他の措置を講ずるものとする。

(消滅時効の特例)

**第三条** 特定原子力損害に係る賠償請求権に関する民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百二十四条の規定の適用については、同条第一号中「三年間」とあるのは「十年間」と、同条第二号中「不法行為の時」とあるのは「損害が生じた時」とする。この場合においては、同法第七百二十四条の二の規定は、適用しない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二六年五月二日法律第四〇号） 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二九年六月二日法律第四五号）

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第百三条の二、第百三条の三、第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

パネル写し

出所：e-GOV法令検索



STOP!子供の性被害

ホーム / STOP!子供の性被害

## 子供を守るのは大人の責任です！

子供を性被害から守るのは、保護者を含めた大人の責任です。  
子供たち一人一人が、健やかに成長することができる社会を創りましょう。

子供の性被害は許されな  
い！

身を守るために

対策のための啓発資料

もしも被害にあったら

ぴったり相談窓口



あなたにぴったりの相談窓口へのご案内をサポート



子供の性被害に関する情報をお持ちの方は  
情報提供のお願い

パネル写し



なくそう、  
子供の性被害。



警察庁  
National Police Agency

ましては、「インターネットを悪用した人権侵害をなくそう」を特に強調すべき事項として掲げ、各種の取組を実施しております。具体的には、インターネット上の人権侵害から身を守るとともに、他人の権利を侵害しないために注意すべきことなどを内容とする啓発雑誌「あなたは大丈夫？ 考えよう―インターネットと人権」を作成し全国の高校一年生に配付したほか、法務省のホームページにも掲載して自由にダウンロードして利用できるようにしております。本年度は、同冊子の内容を改訂して増刷し、スマートフォンの利用が増える高校入学前の全国の中学三年生に配付する予定としております。

また、平成二十八年度には、インターネットを利用する上での危険性や安全な利用法等をドラマ形式で分かりやすく解説した啓発ビデオ、「インターネットと人権 加害者にも被害者にもならないために」を作成し、そのDVDを全国の法務局で無料で貸し出しているほか、エチエーブ法務省チャンネルにおいて公開しております。

法務省といたしましては、委員御指摘のとおり、体制整備及び啓発施策の充実強化が重要であると認識しております。引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

○若松謙維君 今のはいわゆるインプットですね、こういうことをやりましたということなので、ちよつと今後の、質問通告していませんので、今後どういうアウトプット又はアウトカムが出てきたのか等についても質問していきたいと思っております。

あともう一つなんです、これ、内閣府にお尋ねをいたします。本委員会でもAV出演強要問題について取り上げまして、被害が発生しないような取組を行うかということ、内閣府の見解をいただきました。そして、十八、十九歳の若者の未成年者取消し権、これがなくなるわけであり、そうすると、一方的な出演契約を結ばれて、出演を拒むと法外な違約金を請求されるといふ被害が生じているわけでありまして、そうい

う、実際大きな懸念となっております。

そこで、今回のこの年齢引下げによりまして未成年にそのような被害が生じないように対策をしつかりと講じるべきではないかと思ひますが、内閣府はどのようにするんでしょうか。

○政府参考人(蓮見清君) 内閣府の男女共同参画局でございます。

ただいま質問いただきましたAV強要問題の關係ですが、内閣府が平成二十八年に専門調査会において民間団体からヒアリングをしたところで明らかになりましたアダルトビデオ出演強要の被害者の特徴を申し上げますと、まず、被害者の年齢は十八歳から二十歳代前半までの若年層の女性に集中しておりまして、特に二十歳を超えたばかりの女性の被害が当時多かつたということでございます。もう一つ、二十歳を超えても未成年であることを理由に契約を取り消すことができなくなるため、中には、二十歳になるまでは露出の多いイメージビデオへの出演を強要され、二十歳になりますと今度はアダルトビデオへの出演を強要されると、そういうケースも見られることが挙げられました。

また、契約關係ですけれども、若年層の方は契約に関する知識が全くないか又は乏しいということ、契約書に記載されている内容が理解できないまま、又は読まずに署名捺印をしまつたり、また契約書の控えを取つておかないと、こういった例が多いということも明らかになりました。

こういった特徴があると聞いているところでございますが、こうしたことが、成年年齢の引下げによりまして十八歳、十九歳の方に移行していくという懸念もあろうかと思ひます。

内閣府では、ホームページ上におきまして、本人が承諾していないければその内容については契約としては成立していないこと、また、契約として成立したとしても、錯誤に基づくものであれば無効であり守る必要はないこと、アダルトビデオ出演契約の解除に際して高額の違約金の支払義務の

有無が争われた訴訟ありましたけれども、こちらにおいて、意に反する契約は直ちに解除できるといふ、メーカー側の請求が棄却された裁判例がございます。こういったことを掲載いたしまして、契約してしまつたからもう仕方ないんだと一人で悩まず相談するように呼びかけているところでございます。

あわせて、進学、就職等の生活環境の変化に伴つて被害に遭うリスクが高まる四月を被害防止月間と位置付けて広報啓発活動を引き続き集中的に実施しておりますけれども、今後とも、十八歳、十九歳を中心とした若年層の女性が被害に遭わないようにしつかり取り組んでまいりたいと考えております。

○若松謙維君 今の内閣府の説明聞いて、大変リスクがやつぱり高まつていると、十八歳、十九歳ですね、そう実感いたしました。

是非、今後の委員会でも、いわゆるまさにAVの制作者の方にもちゃんと周知徹底させる、義務化をさせるとか、またクーリングオフを明確にさせるとか、ちよつとそんな問題点もこれから取り上げてこの議論を深めてまいりますので、どうぞよろしく願ひいたします。

以上で終わります。

○櫻井充君 国民民主党・新緑風会の櫻井充でございます。

まず最初に、改めてですが、この民法改正の意義というか意味についてお伺ひさせていただきたいと思ひます。

分かるようで分からないのは、選挙年齢を引き下げたから、だから民法の年齢も引き下げなきゃいけないという理屈でして、どうしてそういうことになるのかがよく分かりません。なぜかという、今の少年法もそうですけど、法務省から民法の一部を改正する法律案に関してボンチ絵をいただきました。そのボンチ絵の中には、二十歳が維持されるもの、十八歳に変わるものと、まだ十分な議論がなされていないわけであつて、何でここにおいて、選挙年齢を引き下げるから、だから

成人の年齢も十八歳に引き下げるという理屈が私は成り立つとはちよつと思えないんですが、なぜそういうようなロジックになるのか、御説明いただけますでしょうか。

○国務大臣(土川陽子君) ただいま、民法の成年年齢引き下げる理由ということでの基本的な御質問がございました。

今般の民法の成年年齢の引下げでございますが、日本國憲法の改正手続に関する法律の制定の際に附則で、民法の成年年齢について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずる旨の規定が設けられたこと等を契機として議論がなされるようになってきたものでございます。

成年年齢の引下げはこのような政策的な流れの中に位置付けられるものでございまして、十八歳、十九歳の若者に参政権を与えるとともに、私法上も大人として扱うことにより、これらの若者が責任ある立場で積極的に社会に参加することを促進し、ひいては我が國の将来、活力あるものにするることにつながるという意義があるというふうに考えております。

このような立法の意思を踏まえまして、政府におきましては、この二十歳等の年齢を要件としている各種法律の規定に関しまして、この民法の成年年齢の引下げによる影響の有無等につきまして、も検討を行い、民法と同時に法改正するのが適切かどうかという観点から見極めを行つた上で、今國會に法律案を提出することとなつたところでございます。

それぞれの法律、年齢要件、引き下げるか否かにつきましては、先ほど少年法の言及もございましたけれども、それぞれの立法趣旨をしつかりと踏まえた上での議論があろうかというふうに思ひますし、また今後も議論があろうかと思ひます。今回御提出させていただいた法律案におきましては、政府内におきまして基本的に一定の結論に至つたところという形でお出しをさせていただきました。

重ねて、少年法における取組ということござ

私といたしましても、若者が自らの生き方を自ら決定をし、社会で生き生きと活躍していただきたいというふうなものでございますので、そうした社会を実現するためには何よりも国民の皆様の総意に基づいた実現が大変重要であるというふうな観点から、先頭に立って様々な該当の対策については万全を期してまいりたいと新たな決意でいるところでございます。

○小川敏夫君 終わります。

○仁比聡平君 日本共産党の仁比聡平でございます。

これまで議論になっていきますけれども、未成年者取消し権が十八歳、十九歳から外れてしまうというこの法案の問題点について改めてお尋ねをしたいと思います。

大臣と前回の質疑、六月五日ですけれども、この委員会で、私が、不当な契約の拘束から、未成年者が自らが未成年だったということを立証するだけで失敗を取り消すことができるというこの未成年者取消し権、それが、悪質な業者もこれまで二十歳未満の若年者に近づくとできない、あるいはちゅうちょするという弊害の防壁の役割を果たしてきたという議論をさせていただきました。この不当な契約から民事上拘束を逃れるようにする、解放するというこの取消し権の機能というのは極めて重要なものだと思うんですね。

この問題について、大臣は、既存の手段で十分か否かにつきましては政府としても検討を続けなければならぬ喫緊の課題であるという御答弁をされたわけですが、この喫緊の課題として検討を行っていくとおっしゃるこの認識は、私が申し上げる民事上の不当な拘束から逃れる保護策、あるいは権利、これを実現をするということなんでしょうか。

○国務大臣(上川陽子君) ただいま委員から御質問がございました六月の五日の私の参議院法務委員会での答弁ということでございます。委員からはAV、アダルトビデオの出演契約についての実例を挙げられまして、その契約上の債務の性質上

ということでございますが、その問題につきましての御質問の中で、私自身そのように申し上げたところでございます。

アダルトビデオ出演の契約締結したといたしましても、その契約上の債務の性質上、少なくとも意に反して出演を強制される法的な根拠は存在しないものと考えているところでございます。

また、契約が成立したとしても、公序良俗違反の主張、詐欺又は強迫、消費者契約法上の取消し権、あるいは雇用契約における解雇権等、違約金の支払義務を否定する各種の手段があるということとございまして、そのような請求を受けた場合には適切な第三者に相談していただくことが重要であると考えております。既存の制度そのものにそうしたことに対しての対抗措置があるということを申し上げたところでございます。

今申し上げた適切な第三者への相談ということにつきましては、政府といたしましても、ホームページ等の周知活動について徹底して周知しておりますし、また相談体制の充実などにも取り組んできたところでございまして、こうしたことにつきましても継続してしっかりと取り組んでいく必要があるというふうに思います。

このような現行制度上も様々な対抗手段が存在するところでございますけれども、こうした対応のみで十分かどうかについて御質問を受けました。その際、政府として検討を続けなければならぬ喫緊の課題であると認識をしていると申し上げたところでございます。

この点につきましては、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する関係府省庁対策会議、また、成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議での検討を通じまして適切に取り組んでいくほか、法務省内に設置をいたしました性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ、設置をしております。この問題につきまして取り上げ、そして政府の検討に資するべく取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○仁比聡平君 今の御答弁、もう一回確認しますが、そうすると、アダルトビデオ出演強要やJKビジネス問題での政府の対策会議、あるいはこの成年年齢引下げの府庁連絡会議、それから法務省のワーキンググループにおいて、私が申し上げているような、民事上この不当な契約の拘束から解放される、そういう制度が既存の制度で十分か否かも含めて検討するんだと。

つまり、AVの出演強要と今大臣おっしゃいました。その問題で、これ民事上の不当な契約からの拘束が、この法案が成立をし施行されると未成年者取消し権によっては取り消せなくなるわけですが、十八歳、十九歳は。その十八歳、十九歳がそうした不当な契約から免れるようにできるようにするんだと、それはそういうことなんでしょうか。

○政府参考人(小野瀬厚君) お答えいたします。

先ほど大臣の方から答弁がありました、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する関係府省庁対策会議におきましては、こういった問題につきましては、有識者等の意見も参考に法的対応を含め必要な対応策を検討するというふうにされているところでございます。

法務省といたしましても、そういった法的対応の検討につきまして必要な努力をまいりたいというふうに考えております。

○仁比聡平君 今日御答弁できるのはそこまでなのでしょか。

大臣が、前日も、そして今日も、公序良俗違反や錯誤による無効、詐欺又は強迫を理由とする取消しなど、あるいは消費者契約法に基づく取消しができる場面もあるというふうに既存の制度を触れておられるわけですが、これがいかに不十分かと、いかに被害者、消費者を保護するのに困難な要件を課しているかということとは、もう前回の議論でもうはつきりしていると思うんですね。

これ、大臣御自身、少なくとも、アダルトビデオ出演強要問題について伺いますけれども、これ、成年年齢を引き下げたら十八歳、十九歳の若

者に対して不当な契約が拡大するという御認識はあるわけですか。その認識に立つて、これをなくすために取り組むんだということでもいいですか。

○国務大臣(上川陽子君) そもそも、こうした被害ということについては、あつてはならないことだというふうに思っております。成年年齢引下げが起こる起こらないを超えて、この問題についてはしっかりと取り組むべき課題であるというふうに認識をしているところでございます。その意味で喫緊の課題であるという認識を申し上げたところでございます。

このことにつきまして、法的体制、対策も含めてしっかりと検討をし、そして実現してまいりたいというふうに思っております。

○仁比聡平君 前回の御答弁は、十八歳、十九歳の若者に対して不当な契約が拡大するという大きな懸念があるという御意見があるということも承知しているという御答弁なんですよ。

私、大臣自身にその認識があるのかと、私や支援団体が言っているだけじゃなくて、あるいは内閣府が言っているだけじゃなくて、大臣御自身がその認識あるんですかと、そこを聞いているんです。

○国務大臣(上川陽子君) 先ほど申し上げたとおり、そうした被害に遭った方々からも意見を聞いているところでございますし、大変大きな課題であると、犯罪であるというふうにも思っているところでございます。

こうした被害に遭わないための様々な施策については、あらゆる角度から検討すべきことであるというふうに思っておりますし、また、その意味で、今回立ち上げました私どもの中でワーキンググループにおきましてもこの問題につきまして、もう一つ正面から取り組んでいくと、こういう決意でいるところでございます。

○仁比聡平君 アダルトビデオ出演強要問題については、これからも質問していきますし、大臣、今おっしゃった決意でしっかりと取り組んでいただかなければならないと思います。

になるとアダルトビデオの方に転向させる、移行させると、そういったケースが見られるというような実態を私どもも聴取してございます。

○仁比聡平君 現実にはそういう被害があるわけですね。

これを、未成年者取消し権が二十歳から十八歳に引き下げられてしまうということになると、高校三年生も含めたそうした若い若年の女性たちが、そのターゲットになり、JKビジネスも含めてもつと若い女性たちにターゲットが移行するのではないか。その被害の重大性というのが更に更に大きくなる、ちよつと計り知れない思いもするんですね。

これ、どちらにせよいやいやと思うんですが、ちよつと先に消費者庁に伺いますが、今回、今国会に提案をしておられる消費者契約法改正での取消し権の新設で今申し上げているようなこうした被害は防げますか。

○政府参考人(井内正敏君) お答え申し上げます。

消費者契約法の消費者とは、事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く個人とされており、反復継続的に同種の行為が行われるようなときは、事業として又は事業のための契約ということになり、消費者には該当しないと考えられるものの、声を掛けられた女性が単発でアダルトビデオに出演する契約を締結するようなケースでは消費者契約法の適用があり得ると考えられます。

改正消費者契約法についてということでございますと、例えば、事業者が出演契約を締結する前に、出演契約の締結を目指して撮影の準備をしまい、出演をしないのであればその費用を支払うよう告げて勧誘したため、消費者が困惑し、契約を締結してしまった場合には、新設される第四条第三項第八号の規定により契約を取り消すことが可能になるところがあると考えております。

○仁比聡平君 今の御答弁でお分かりいただいたと思うんですけど、つまり、取り消せる場合

がごく一部あるというふうに変わってしまうんですよ。しかも、声を掛けられて、単発で、最初に引つかかかってしまったときのことしかそもそも消費者契約法の対象にならないと、そういうふうにおっしゃっているわけですよ。

消費者庁、そういうことですね。

○政府参考人(井内正敏君) お答え申し上げます。

先ほども申しましたように、反復継続ではなくて単発のときに適用があるということでございます。

○仁比聡平君 いや、それでいいのかということをお私に問うているんです。

大臣、今示していただいたように、未成年者取消し権がその取消しの対象としている範囲、これは二十歳であれば絶対なんですね。だから鉄壁の防波堤だし、だから悪質な業者はここに近寄れないわけですよ。これを十八歳に引き下げしてしまうと、引き下げることになったら、これ、その保護はなくなるわけですよ。それを大臣はななくちよつと提案をしておられる、それを国会に判断しろと言っておられる。

そうやつても消費者被害の防止には十分だと大臣、繰り返し答弁されるけれども、消費者契約法で新設される取消し権では、今申し上げているように現実に保護されなくなってしまうんです。これ、何とかしなきゃいけないじゃないですか。大臣、どうお考えですか。

○国務大臣(上川陽子君) 当事者のこの性的自由、これを不当に拘束する契約、先ほど委員から様々な場面をお示しをいただきましたけれども、当事者が速やかに解放する必要性、これが高いということにつきましては委員御指摘のとおりというふうに思っております。

これは成年年齢を引き下げるかどうかにかかわらず取り組むべき大変重大な問題であるというふうに認識をしております。また、成年年齢の引下げによりまして、十八歳、十九歳の若者に対してこうした不当な契約が拡大するということに

ついて大きな御懸念があると、こうした御意見があるということも承知をしているところでございます。

未成年者取消し権以外につきましても、公序良俗違反や錯誤による無効、詐欺又は強迫を理由とする取消しなど、契約の効力を否定をする手段、これは存在するところでございます。また、消費者契約法に基づき取消しができる場面もあるというところで、先ほどの答弁のとおりでございます。

このように、現行制度におきましても、不当な契約から当事者を解放する手段、存在するわけでございますが、御指摘の問題に対する対応として、これらの既存の手段で十分か否かにつきましては、政府としても検討を続けなければならない喫緊の課題であるというふうに認識をしております。

○仁比聡平君 時間がなくなつてしまいましたのでここで今日は終わらなければなりませんけれども、十分か否かを検討し続けなければならない喫緊の課題だと、その答弁の意味が一体どういうことになるのか、ここをちよつとこの委員会ではつきりさせていただかないと、これちよつと議論が前に進まないと思うんですよ。

今大臣が例示に挙げられた民法九十条、公序良俗違反による無効、あるいは錯誤や詐欺、こうした要件というのは極めて厳しくて、これ民事局長にお尋ねをすれば一発だと思えますけれども、これ被害者、とりわけ若年女性が、あるいはその保護者が自ら主張、立証して不当な拘束から解放されるというのは本当に極めて困難ですよ。弁護士が代理人に立つて徹底的に闘つたつて裁判所は不当判決を次々に出してきていますよ。そうやつて不当な契約に拘束をさせるようなことを若年層にはしちゃならないと。それは自己責任じゃなくって、それは成長を保障するためにそういう被害に遭わせちゃならないというのがこれまでの未成年者保護の理念じゃありませんか。ここは厳しては駄目だということを厳しく申し上げ、次回また質問させていただきます。

ありがとうございます。

○石井苗子君 ありがとうございます。日本維新の会の石井苗子です。皆様お疲れさまです。

先ほど櫻井議員から、子供は親を選べない、この日本は、子供をどう守るかというところに焦点を合わせて議論している割には子供が主語になっていない。私ずつとそれを言つてまいりまして、今年に入つて一回、子供が親を選べるというふうな方向に法律を変えていってほしいとお願ひしてまいりました。

特に今、二〇一七年のデータで、貧困、虐待を理由に保護を必要としている子供、約四万五千人、ところが、これに対して特別養子縁組の成立件数はたった五百件と。これは六歳未満しか年齢がそこに設定されていないから。それでは子供に自負心も分別もない。で、四万五千人の子供が助けを求めていても、もう六歳未満じゃないと。ここは子供が親を選べるように、私は養子になりたいです、特別縁組のセットをしてくださいというふうにしていくには分別の付く年齢に上げていくてくれないかと申し上げましたところ、動いていただけたということで、特別養子縁組の対象拡大、十二歳又は十五歳までと。

これ、大臣は対策が急務であるとおっしゃっていただけたということですけど、私大変有り難いと思うんですが、御決意は、どのくらい早くしていただけるのかというようなことをお聞かせください。

○国務大臣(上川陽子君) 今回の特別養子縁組の制度につきまして、法制審議会に諮らせていただきました。今回、通常のコースでいきますと二年二回の定例のものがありますけれども、その点につきましては臨時的法制審議会を設けて、この検討をある意味では急いでいただきたいという思いも込めて今の時期にさせていただいたところでございます。

いずれにしても、法制審議会での審議にしっかりと付して御議論いただくということでございまして、結論を待ちたいというふうに思つておりま

## 性暴力の実相・第2部(3) 過激なAV「お手本」に

2015/11/16 18:00



強制わいせつの常習犯だった10代後半のシミズ=仮名=が「お手本」としたのは、アダルトビデオ(AV)だった。

見始めたのは中学生のころ。女性が男に襲われる過激なビデオに、すぐにのめり込んだ。「暴力的でも女は実は嫌がっていない」「撮影した監督も捕まっていな、同じようなことをやっても大丈夫なはずだ」。現実と仮想の世界の区別がつかなくなっていった。

九州の地方都市に住むシミズは、深夜、親の目を盗んで家を抜けだし、一人歩きの女性を尾行。人けのない場所で、背後から抱きつき、体を触って逃げた。繰り返すうちに逮捕され、少年院へ。今年、仮退院した。動向を見守る保護観察官は言う。

「AVに触発されたと言うのは彼だけではない」

作品のまねをして、電車やバスで痴漢をした少年。無職で日がな一日、過激なAVを見て、女性を次々に襲った20代の男。「AVが性犯罪のリスクを高めているように感じる」。観察官は顔をしかめる。

■ ■

福岡市都心部にあるアダルトショップの一角には、女性を力づくで襲ったり、虐げたりする作品が並ぶ。店によると、毎月の売り上げのうち、約3割をこうした作品が占めるという。

東京のAVメーカーは、作品に臨場感を出すため、実際の犯罪を参考にして打ち明ける。「『女性を襲いたい』という欲求に応えようと“現実”に近づけている」と説明する。

ただ、これが性犯罪を助長しているとの指摘には「顧客の欲求を分散させている。むしろ犯罪の抑止に役立っている」と反発する。

福岡市のAV観賞施設から出てきた60代男性も「月に2、3本は暴力的なAVを見るが、フィクションと分かっている。理性があれば大丈夫」。作り手側に問題はないとの立場だ。

犯罪とAVの関係性を示す一つのデータがある。

警察庁科学警察研究所が1997～98年、強姦(ごうかん)や強制わいせつの容疑で逮捕された553人に行った調査では、33・5%が「AVを見て自分も同じことをしてみたかった」と回答した。少年に限れば、その割合は5割近くに跳ね上がる。

ポルノ問題に詳しい中里見博徳島大准教授(憲法)は「女性や子どもを『モノ扱い』する過激なAVは、性暴力を容認する価値観を、見る者に植え付けかねない」と指摘。それらを簡単に見られるインターネットの普及で、危険性は高まっていると警鐘を鳴らす。

それを象徴するような発言が今年3月、福岡地裁での公判であった。

「簡単に見られる環境にも問題がある。自分も被害者だ」。女兒にわいせつ行為をした20代のアルバイトの男は、高校時代にネットで児童ポルノを見て小児性愛に目覚めたと主張。「環境」のせいにした。

倒錯した考え方に、性が氾濫する社会の病巣がのぞく。

AV業界、暴力的表現を自主審査 違法動画がネット流出も

アダルトビデオ(AV)は、映像倫理機構(東京)などの自主審査団体が審査し、内容や表現などの適法性をチェックしている。「公権力の介入を防ぐためにも、メーカーに厳格な自主規制を求めている」(審査団体関係者)が、過去には撮影時の暴力的な行為が刑事事件になった作品もある。

関係者によると、主な自主審査団体は五つ。最大手の映像倫にはメーカー115社が加盟、昨年1年で約1万2千作品を審査した。ほとんどの作品で、映像処理を強めるようメーカー側に要求。暴力的表現の場合「実際に行うと犯罪になります」などの字幕を入れるよう求めている。

2004年には、女性を暴行する作品が問題化。制作会社の社長らが強姦(ごうかん)致傷罪で有罪判決を受けた。事件を受けて暴力的AVの規制強化を求める声が上がったが、実現しなかった。

性描写と規制に詳しい山口貴士弁護士(東京)は「表現の自由のためにも法規制には反対。自主規制で対処すべきだ」と指摘。販売差し止めは「民事訴訟での対応が望ましい」という。

近年は、ネットで違法なわいせつ動画や画像が流通。多くは海外のサーバーを経由しており、国内の刑法では取り締まりが難しいという問題も出てきている。

一般公開される映画は、任意団体の映画倫理委員会(東京)が内容や描写について脚本の段階から審査。内容によって小学生の視聴に注意を促す「PG12」や年齢制限を示す「R指定」をしている。

◆AV撮影での人権侵害 アダルトビデオの出演を断った20代の女性が、所属していたプロダクションから違約金2460万円を請求された訴訟で、東京地裁は9月、「本人の意に反して強要できない性質の仕事」として会社側の請求を棄却した。関係団体にも「自分の意思に反して出演させられた」という相談が寄せられており、女性の代理人弁護士は「重大な人権侵害が横行している」と指摘する。

出所:西日本新聞me 2015/11/16配信

※赤傍線は山井事務所にて付記

そうだんまどぐち  
相談窓口

大事になるのではない、親に言われてしまうのではない、  
など、人に話す事で心配な事も含めて相談してください。

NPO法人 ポルノ被害と性暴力を考える会 (ぱっぷす)  
ぱっぷす相談窓口

 <https://paps.jp> @paps24  
[paps@paps-jp.org](mailto:paps@paps-jp.org)  
050-3177-5432 電話24時間

NPO法人SEAN(大阪)  
ポルノ被害相談

 <https://sean-psoudan.jimdo.com/>  
[psoudan@npo-sean.org](mailto:psoudan@npo-sean.org)

NPO法人ハーティ仙台  
ハーティ相談

 <https://www.hearty-sendai.com/>  
[ripuro@ya2.so-net.ne.jp](mailto:ripuro@ya2.so-net.ne.jp)  
022-274-1885 平日 13:30~16:30  
第1234火曜 18:30~21:00

一般社団法人 社会的包摂サポートセンター  
よりそいホットライン

 <http://279338.jp/yoriso-i/>  
0120-279-338 電話24時間

このリーフレットは公益財団法人日工組社会安全部財団の助成により作成したものです



芸能「スカウト」が、SNSや街にいっぱいいます。



コスプレサイトの応募ページから面接を受けたら、アダルトチャットや性的な撮影を求められ、その映像がインターネットで拡散しています。誰にも相談できません。



モデルサイトで、個人撮影だから大丈夫だと思いました。でも、性行為を撮影されてしまいました。



パーツモデル・グッズ/美容整形のモニターで短時間高収入のアルバイトに応募したところ性的な写真を撮られました。怖くてどうしたらいいのかわかりません。



スカウトに声をかけられ、芸能事務所と契約しました。知名度を上げるためにグラビア撮影に応じたら、思ったのと全然違う過激な内容の撮影でした。

同意したのだからと自分で納得しようとしていませんか？

どうしたらいいかなと思ったトキが相談ドキ あなたの味方でありたいと思っています

まずは、誰かに相談。

お金や契約によって性的な写真・動画の強制はできません。キャンセル代請求も認められません。



Copyright(C) PAPS(ポルノ被害と性暴力を考える会) マンガ: エムシさん



国会議員のみなさま、どうか

# 高校生AV解禁を止めてください

性的搾取に 私たちの世代で終止符を打つプロジェクト

## NPO 法人 ぱっぷす : PAPS

2022年02月23日  
ぱっぷす 金尻カズナ

## ぱっぷすの活動



アウトリーチ



相談支援



削除要請

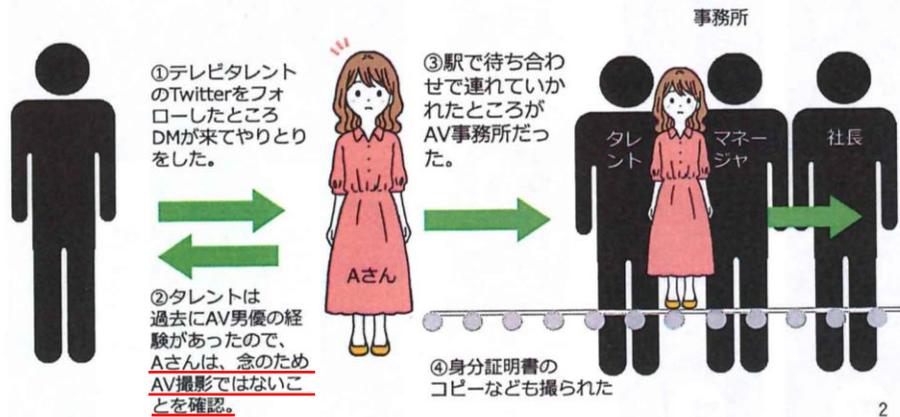


アドボカシー

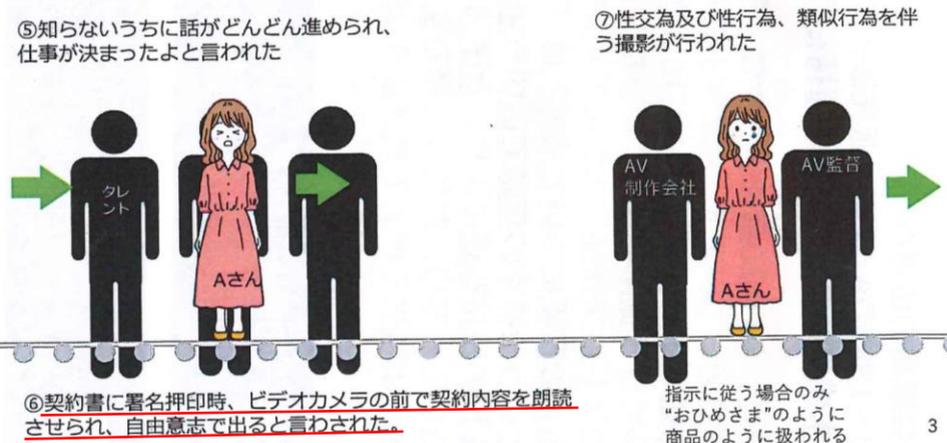
- ・アウトリーチ：支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し声掛けなどを行い福祉が積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセスのこと。
- ・削除要請：本人に代わって拡散した性的画像記録の削除要請を行うこと
- ・アドボカシー：広報・啓発・政策提言などのこと

1

## Aさんの事例



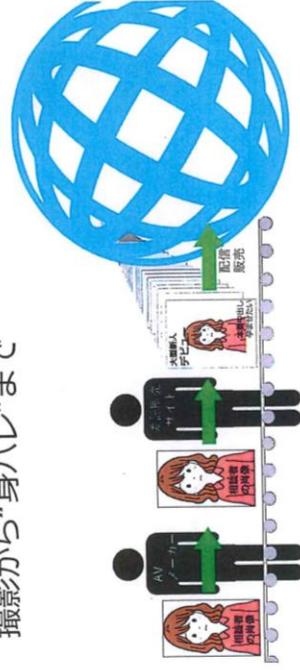
## Aさんの事例



出所：特定非営利活動法人ぱっぷす提供資料

※赤傍線は山井事務所にて付記

撮影から“身バレ”まで



4

Aさん、18～19歳まで(3月31日まで)



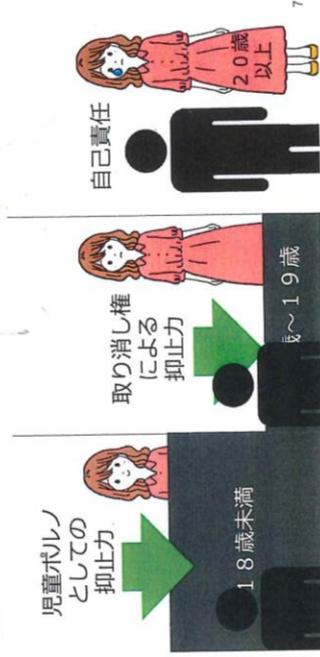
5

Aさん、18～19歳まで (4月1日以降)



6

抑止力としての取り消し権 (3月31日まで)



7

抑止力としての取り消し権 (4月1日以降)



8



新設東京アパルタメント前でAVカメラに声をかけられている様子

既に15～16歳でリクルートアイドル活動させたのち18歳の誕生日すぐにAV撮影させられたケース複数あり

若い性は荒稼ぎできる問題

9

若い性は荒稼ぎできる = 児童ポルノビジネス



年間10億円の収益があった

AV-MKT事業。連綿時のニュース報道

10

事業者のひとたちは、若年女性たちが、後でデジタルタトゥーになることを十分わかっていて、リクルート、AV撮影・販売をしている。



11

出所：特定非営利活動法人ぱっぷす提供資料

○塩村あやか君 立憲民主・社民の塩村でございます。今日は質問の機会いただきましたありがとうございます。ございます。

本日、私は、子供政策、そして女性政策に絞って総理に質問をいたします。

私は、当選以降ずっと内閣委員会に所属をしておりまして、本日全ての質問を既に野田聖子担当大臣や各省庁と議論をさせていただいておりますので、本日は全て総理に御答弁をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

さて、私が本日取り上げるテーマは、四月より実質的に解禁となる十八歳高校生アダルトビデオ出演問題、そして、普及が進まない痛くない乳がん検診と無痛分娩です。特に最初に取り上げる高校生アダルトビデオ出演解禁は、日本という国の品格、在り方、モラル、子供が幸せに暮らせる国か否かの根本的な問題です。

では、質問に入らせていただきます。まず、今週の木曜日、四月一日から、民法の改正により、若年層に大きな被害が出る可能性が高いためこの質問をいたします。

総理は、今回の民法改正により、十八歳現役高校生出演アダルトビデオが実質的に解禁されることを御存じでしょうか。

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 御指摘の点につ

ど御紹介したような声が上がると、①に書いてあるとおり、未成年者取消し権が四月一日からの民法改正によって使えなくなるからなんです。現在は十八歳、十九歳がアダルトビデオの出演することはできるんですが、契約を結んだとしても未成年者取消し権の行使で契約の解消ができて、たとえ撮影が終了していても、これ発売ができないうんです。つまり、被害者の救済措置があるということなんです。これでは制作側も費用の損失を被るため、出演者は二十歳以上ということで自主規制をしているところも多いんです。法律の抑止力は絶大なんです。

これまでは、十八歳、十九歳のAV勧誘や出演に抑止と、そして救済措置のある未成年者取消し権が大きな歯止めを掛けていました。

パネル二をお願いいたします。お手元の資料三を御覧ください。お手元の資料を御覧ください。済みません、三です。お手元の資料を御覧ください。済みません、三です。お手元の資料を御覧ください。済みません、三

その証拠なんです。支援団体が受けている相談の多くは、今、二十歳以上なんです。多くは二十歳以上です。それでも今、相談の四分の一は二十歳未満の未成年です。未成年者取消し権という法の抑止力がなくなる四月一日以降が本当に心配です。

そこで、お伺いをいたします。

いては、連日報道等でも大きく取り上げられています。私自身も様々な報道、議論に接しております。そういった問題があるということは承知しております。

○塩村あやか君 ありがとうございます。

パネル一、お手元の資料一を御覧ください。(資料提示)これは、AV、アダルトビデオの出演被害者を支援しているNPO法人はっぶがすさんの資料をパネルにしたものです。②から④、御覧ください。

十六歳、つまり、児童からリクルート、動画配信、アイドル活動をさせ、十八歳誕生日すぐにアダルトビデオの撮影という被害事案があると。③、幼さや高校生を売りにしたアダルトビデオが主流になることにより、更なる被害の低年齢化が懸念。④、加害者の脅しは通話。文章の証拠が残らない十八歳、十九歳にとつて立証不能、被害者が泣き寝入りを余儀なくされると。こうした声が支援団体から上がっています。

実際に、十八歳の高校生アダルトビデオ出演解禁はやめてくださいという声が多く国会に届いています。署名も短期間、本当に短期間だったんですが、四万筆近く集まったということで、これは各省庁に提出がされたという事です。これはちょっと通告にないんですが、少し確認をさせていただきます。今回の民法改正によりまして、

この未成年者取消し権と同等の効果のある政策を四月一日以降も存続できるようにするよう、すべきではないか、これ重要だと思っております。国の方針として、そして子供を大事にする、総理、総理の考えをお伺いいたします。本当に抑止、このまま効くんでしょうか。

○委員長(松村祥史君) どちらでございますか。

○塩村あやか君 総理。

○委員長(松村祥史君) じゃ、岸田内閣総理大臣。

○内閣総理大臣(岸田文雄君) まず、先ほども申し上げましたが、法改正が行われます。そして、この十八歳、十九歳の方々は自分の判断で契約を結ぶことが可能となります。そして、そのことによって、委員の御質問の方は、未成年者の取消し権がなくなるということによって問題が生じるということについて問題意識を提起されたということだと思います。

今回の法改正によって、今申し上げたように、十八歳、十九歳の方々が自ら契約を結ぶことになるわけですが、まず、まず第一には、そのことについて十八歳、十九歳の方々がしっかり理解をさせていただくこと、これは基本中の基本であると思えます。だからこそ、教育や啓発の強化に取り組んでいるということですが、しかし、その中にあることも、取消し権、十八歳、十九歳の方の

現実問題として、十八歳現役高校生のアダルトビデオが実質的に解禁となってしまうんですが、到底これは、私は総理は賛成しているとは思わんんですが、議論の前提としてその確認を総理にさせていただきます。

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 今回の法改正に

よって、成年年齢が引き下げられて、十八歳、十九歳の方々は自分の判断で契約を結ぶことが可能になる、こうしたことであります。委員の御質問は、そういったことによって今御指摘のような被害を受けられる方がおられる、そういったことを私自身が、何というんですか、望んでいることではないだろうなという確認だと思えます。当然のことです。そうしたことがあつてはならないということで、教育や啓発の強化、あるいは法律の適用をしっかりと行っていく、こうしたことを政府としてもしっかりと取り組んでいかなければならない、このように認識をしております。

○塩村あやか君 ありがとうございます。

ストレートに言うと、つまり、いいとは思っていないということになりました。しかし、その後の御答弁に少し問題があると思っております。それを、これまでずっと議論をしておりますので、順を追って、なぜかということを質疑していきたいと思っております。

なぜこのパネルに書いてあるような声が、先ほ

その契約の取消し権がなくなることが大きな問題を生ずることになるのではないかと、こういった指摘があります。その部分については、まさにこの法律、民法に、民法九十六条における強迫あるいは詐欺による意思表示に該当して取り消すことができないう、さらには消費者契約法における取消し権ですとか、さらには刑法を始め様々な法律をしっかりと適用することによってそうした不都合を生じさせないように法治国家として政府もしっかりと取り組んでいかなければいけない、こうしたことであると認識をしております。

まずは、教育、啓発を進めると同時に、刑法、民法、消費者契約法、さらには労働者派遣法、あるいは職業安定法、様々な法律を具体的なこの案件にどう適用するのか、これを適切に適用することによって、そうした具体的なこの問題事案にしっかりと対応していく方針を、政府としても明らかにし運用を進めていくことが重要であると認識をしております。

○塩村あやか君 御答弁ありがとうございます。

私が聞いたことに対しての重要性というのは御答弁いただけなかったと思います。この未成年者取消し権を、四月一日以降も同じ、同等の政策効果を持つ政策です。これを継続させることが重要ではないかというふうにお伺いをさせていただきます。それに対しての総理の御答弁はなか

つたものと思います。  
では、総理お願いします。  
○内閣総理大臣（岸田文雄君） その部分についてお答えしたと認識をしております。

その部分に対する対応として、民法や消費者契約法や刑法や、さらには職業安定法、労働者派遣法、様々な法律を適用して、成人として扱われる方々の様々な権利や立場を守っていく、法治国家としてそれをしっかりと進めていくことが重要であるということを示し上げた次第であります。  
○塩村あやか君 非常に残念な御答弁だと思います。

今、総理は成人として扱われる方々とおっしゃいました。この次の質疑につながるので、次に進めさせていただきます。お願いします。  
パネル二、お手元の資料二を御覧ください。あつ、ごめんなさい、パネル二の上半分、御覧ください。

法務省の資料を借りてきたものなのですが、これ、個別法が並んでいます。四月一日からの民法改正で、十八歳に変わるものと二十歳に維持されるものが一覧になったものです。

酒、たばこ、ギャンブルは二十歳が維持されました。下のボックスに書いてあるように、これは、健康面への影響や非行防止、青少年の保護の観点から従来の年齢要件が維持されたということなんじゃないか、と聞いています。子供への性犯罪、性暴力を国が助長することになると思います。  
さらに、先ほど見ていただいたパネル一の二と三に書いてあったように、中学生にスカウトの魔の手が伸びてきています。中学生といえば、まだ児童ですね。

内閣府の子供の貧困対策に関する有識者会議の構成員である日本大学末富芳教授も、高校生アダルトビデオ出演解禁と子ども家庭庁の議論が同時に、同時に今国会で進行する矛盾をコラムで指摘しています。末富教授のコラムは皆様のお手元の資料に配付してあります三の一でございます。

私は、今回の高校生アダルトビデオ出演解禁の、実質的なこの解禁なんですけど、子ども家庭庁法案審議の最大の争点、そして論点になると思っております。既に多くの議員が質問の準備に入っているとも聞いております。児童福祉の観点からも、総理肝煎りの、この総理肝煎りの子ども家庭庁と

ですね。であるならば、十八歳高校生のアダルトビデオの出演契約や取消し権も、表の二十歳が維持されるものに分類されるべきだと思うんです。なぜ分類されなかったかという点、アダルトビデオに関しては個別法がないんです。監督省庁もないということですね。なので、民法改正となり、そのまま十八歳成年となってしまう経緯が先日の国会質疑で明らかになりました。

先ほど総理がおっしゃった、政府は虚偽や強要により結んだ契約は消費者契約法で解約ができると言いますが、契約させようとするその相手は口八丁です。私も芸能界に夢を抱かせたりと、少く分かるんですが、芸能界に夢を抱かせたりと、そして強要ではなく契約をしたという話も少なくありません。その場合にですよ、契約後にアダルトビデオの撮影現場で、やっぱり現実を見て、やっぱり嫌だとその場で拒んだとしても、契約をしたときに虚偽があったわけでも強要されたわけでもないため、消費者契約法では解約できないんです。これも先日の私の国会質疑により御答弁をいただいております。これ皆さん、深刻だと思いませんか。

ここで、ある調査を御紹介いたします。  
一つ目は、世界最大のアダルトサイトの調査です。二〇一九年の総アクセス数は四百二十億回。万回ではありませんが、億回です。一日当たりでは逆行する内容ではないのか。末富芳教授も指摘をされているんですが、児童福祉にも関わってきますよね。スカウトが低年齢化している、そして十八歳というとまだ児童でございます。子供ですよ。そして、十八歳に限らず、養護施設出られた方も支援をしていこうという流れにもあるかと思っております。

そうした視点からすると、やっぱり逆行しているのではないかと。総理にお伺いをいたします。  
○国務大臣（野田聖子君） 総理からする御答弁がありましたけれども、子ども家庭庁、また女性政策等を担当しているので、経緯について話をしたいと思います。

確かに、御指摘のとおり、成年年齢引下げで十八歳、十九歳、この方たちは自分の判断で契約を結ぶことが可能になります。と同時に、未成年の権利、先ほどの権利を失うわけですけど、大切なことは、十八歳、十九歳、十七歳、十六歳とやはりいろいろな形で違法に搾取されて、性的搾取されていることが現実であります。今アダルトサイトの御指摘もありましたけれども、大事なことはやはり、そういう、子供たちがそういう権利を持つているということを伝えていかなきゃならない、これ一番最初にやらなきゃいけないことが足りていなかったと思います。啓発、教育、これが徹底してやっていくと総理がおっしゃっているよ

一億一千五百万回のアクセスが世界中からあるサイトです、海外の。そのサイトの二〇二二年の検索結果の一位は、アルファベットですよ、もちろん海外サイトなので、HENTAI。もう一度言います。HENTAI、変態です。二位は、ジャパニーズです。日本のアダルトビデオは大変な人気があるということです。前年の検索一位もジャパニーズでした。

今日は詳しく話すのを控えますが、そうした動画は非日常を求めて視聴されるとの報告もあります。つまり、日本にとつて、あつ、世界にとつて日本のアダルトビデオは非日常を満たすものです。四日後の四月一日からは、リアル十八歳の現役高校生AVという非日常を日本が世界に提供することにつながっていきます。犯罪とアダルトビデオの関係を示すデータもございします。警察庁が過去に行った調査によりますと、強姦や強制わいせつの容疑で逮捕された五百五十三人に行った調査では、二三・五％がAV、アダルトビデオを見て自分も同じことがしてみたいかと回答したということです。少年に限れば、その割合は五割近く跳ね上がっております。

つまり、被害を受ける対象が高校生と低年齢化をして、その加害に少年が関わってくる、まあ影響されるということですね。高校生人口は三百万人です。日本の子供を危険にさらす問題だけに、みんなで力を合わせてやっていきたいと思っております。

そもそもですね、アダルトビデオの出演の強要というのは年齢問わず重大な人権侵害なんです。このことはあつてはならない。今御指摘あったように、まず初めに私たちができることは、取締りの強化、教育、啓発、そしてさらには、先ほど総理がおっしゃったように、一般論ではありませんけれども、民法を始め消費者契約法等々を適用して、つまり全方位でそういうことがないように啓発活動をしていかなければなりません。

当然、児童に対して、しっかりと一人一人を守っていくことは当然であります。

○塩村あやか君 続きは午後後にいたします。  
○委員長（松村祥史君） 午後一時に再開することし、休憩いたします。

午前十一時五十四分休憩  
午後一時開会  
○委員長（松村祥史君） たいだいまから決算委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。  
本日、武田良介君及び宮本周司君が委員を辞任され、その補欠として田村智子さん及び滝沢求君が選任されました。

○委員長（松村祥史君） 休憩前に引き続き、令和二年度決算外二件を議題とし、全般質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○塩村あやか君 立憲民主・社民の塩村あやかでございます。午前引き続きまして、質疑を続け

ます。四月一日より高校生アダルトビデオの出演の解禁、これ実質的に解禁されることになった問題を取り上げさせていただいております。

午前中の答弁のポイントは二つあったと思います。一つ目は、そういう権利があるという御答弁がありました。しかしながら、スカウトは、中高生にまで低年齢化しております、十八歳でもまだ高校生。お酒とか、ここに書いてあるように、お酒、たばこ、ギャンブルは二十歳が維持されるのに、どうしてアダルトビデオはそうした分け方になっていないのかと、そういう問題がやっぱりあるのかというふうに思います。

二つ目は、現行法で対応可能のことだったんですが、午前中に御説明をしたとおり、代表的な消費者契約法を取っても多くのケースで対応ができないことは午前中に説明をしたとおりでございます。確実にはこの先被害が増えるというふうには私は思いません。

これまで政府は答弁で、例えば、平成三十年六

ないというところでございます。

それで、それから、民法上もそうですけれども、消費者契約法においても、あるいは刑法、労働者派遣法、職業安定法など、そういう、というふう

に申し上げた、つまり、現行制度上も様々な対抗手段が存在するという事は申し上げておきます。その上で、その上で、政府としては、これはゆゆしき問題だという認識があります。ゆゆしき、この対策の推進ということで教育、啓発等にこれまでも取り組んでまいりましたと、総理が答弁されたとおりであります。

現行法で対応ができるということは申し上げます。

○内閣総理大臣（岸田文雄君） まず、午前中も申し上げたように、私も、委員御指摘の問題意識、共有をさせていただいております。新たに成人となる十八歳、十九歳の方が未成年取消しの保護対象でなくなることに伴って性的搾取の被害に遭うこと、これは避けなければならないと思います。

そして、これも午前中説明させていただきましたが、おりますが、政府としての考え方は、まずこの教育、啓発の強化にしっかりと取り組んでいく。しかし、それでもこうした様々な問題に巻き込まれてしまうこうした十八歳、十九歳の方々がおられる、これはしっかりと頭に入れておかなければいけないということで、従来のこの法律の適用を

月五日参議院法務委員会、上川陽子大臣の答弁なんですが、これは喫緊の課題と、こう答弁しているんですね。関係府省対策会議では法的対応を含め必要な対応を検討すると、同年六月十二日も同様の御答弁がありました。

つまり、この問題に対して法的対応が必要と認識をしていたということになります。こうした政府見解が出されている以上、啓発だけに頼るのではなくて、被害は一生を左右する問題です、これ自己責任を若年層、十代に押し付けるのではなくて、酒、たばこ、ギャンブルはこつちに据え置いたんですから、私たちができることがあると思うんです。四月以降も未成年者取消し権と同等の効力を持つ措置を存続させるための議員立法とか立法措置、法的対応すべきではないかと私は考えています。

私たちは今、未成年者取消し権を時限的に存続させる形の臨時特例法などの議員立法を超党派で何とか成立させたいと準備をさせていただいております。子供たちを守るのは政治の仕事のほうです。与野党で力を合わせて、まずは高校生、現役高校生アダルトビデオ出演解禁問題、これを何とか阻止する、こうした議員立法を成立させたいというふうには思っております。

問題は年齢だけではないところもあると思うんですね。デジタルタトゥーとか、そうした問題もしっかりと行っていくということ、これを今法務大臣からも説明させていただいたわけですが、委員の問題意識はそれでは不十分だということだと理解いたします。

こうしたこの議論があること、これは政府としてもしっかりと受け止めなければならないと思います。そして、今委員が御指摘のように、今超党派でこうした問題について御議論をいただいているということ、これを承知しております。その議論、この立法措置を行わなければならない、その内容議論の状況、これをしっかりと政府としても見守った上で、政府として対応を考えていきたいと考えます。

○塩村あやか君 いや、少しがっかりしました。政府答弁が後退しているんじゃないですか。法的対応しなきゃいけないというふうな趣旨の発言がやっぱり議事録に残っているわけですよね。それで、法務省さんも、法的対応の検討につきまして必要な協力をしてまいりますというふうには上川大臣おっしゃっているんですね。政府答弁が後退してしまっただけです。これは、私、ちよつと今日驚きました。やっぱり、政府は対応しなくてはならないという認識があったのに、今日質疑をしてみればそれが後退しているわけです。私はそうではないと信じておりますので、今後の委員会などでちゃんとしっかりと質問していただいき

含めて、対応、そこを視野に入れた法律も必要ではないかというふうな将来的には考えています。こうした私たちの思い、何とか岸田総理に受け止めていただきたいと思っております。

先ほどお伝えしたとおり、政府、対応が必要と認識をしていたわけです。岸田総理、何とかこの議員立法も含めて、この法的対応を応援していただけではないでしょうか。自民党総裁でもある岸田総理、エールをいただけたら大きな追い風になるかと思えます。岸田総理に答弁を求めます。

○委員長（松村祥史君） じゃ、先に、古川慎久法務大臣。

○国務大臣（古川慎久君） 午前中のやり取りの中で、現行法ではほとんど対応ができないというふうな今くんだりがありましたので、改めて私の方から御説明をさせていただきましますけれども、一般論として、強要されたりだまされたりするなどしてビデオ出演契約を締結した場合には、現行制度においても、公序良俗違反による無効、錯誤、詐欺又は強迫を理由とする取消しなど、契約の効力を否定することができると考えられます。

それから、このアダルトビデオの出演という債務は、その性質上、履行を強制することができない債務であると考えられますから、当事者が撮影の段階でアダルトビデオへの出演を望まない場合には、法律上、意に反して出演を強制することは

いというふうには思っています。

ちよつと本当に今の答弁はびっくりしました。子供たちを守るうと言っているのに、政府答弁が後退するというのはちよつと予想もしておりましたので、これ、総理、重く受け止めていただきたいというふうには思っております。本当にびっくりしております。お願いします。

○内閣総理大臣（岸田文雄君） 今申し上げたように、委員の問題意識、私も共有いたします。その上で、政府の対応については、今の法律の中で最大限やる、やれること、これは追求しなればいけないと思いますが、それでも足りないという議論が今超党派で行われている、このことは政府としても重く受け止めたいと思っております。ですから、先ほど申し上げたように、この超党派の議論、しっかりと注視をさせていただき、その上で政府として対応を考えていきたいと申し上げていくところであります。

是非、こうした問題意識を社会全体として、政府としてもしっかりと共有しながら、こうした状況に対する対応を考えていきたいと思っております。

○塩村あやか君 ありがとうございます。まあ少しちよつと踏みとどまったかなというふうな今の答弁を聞いて思いました。笑い事じゃないですよ、皆さん。重要な問題だと思えます。四月一日から、これまで未成年者の

【東京新聞朝刊 2022/3/29】

# 「18歳成人」AV出演強要の恐れ

## 首相「現行法の規定で対応」

岸田文雄首相は二十八日の参院決算委員会で、四月からの民法の成人年齢引き下げに伴って、十八、十九歳のアダルトビデオ（AV）出演強要などの被害拡大の懸念が出ていることについて「不都合を生じさせないよう取り組んでいかなければいけない」と述べ、刑法など現行法の規定を適用して対応する方針を示した。

立憲民主党の塩村文夏氏への答弁。塩村氏は未成年者による契約に關し、親の同意がなければ原則として取り消せるという現行の民法の規定が「これまで十八、十九歳のAV勧誘や出演に大きな歯止めをかけてきた」と述べ、

た」と強調。成人年齢が引き下げられる四月以降も「同等の効果がある措置を存続させるべきだ」と訴えた。首相は、意に反したAV出演について、刑法や民法、消費者契約法などの関連法規を適用して防ぐと主張。改正民法で新たに成人となる十八、十九歳に対し、親の同意なく結んだ契約を取り消せる仕組みを導入することに否定的な考えを示した。

同時に「自らの判断で契約を結ぶことをしっかり理解してもらおうことが基本中の基本だ」とも述べ、教育や啓発活動を充実させていくとした。

（曾田晋太郎）

※赤傍線は山井事務所にて付記

取消し権が行使できた人たちが行使できなくなるんですよ、これ。この行使というのは、非常に抑止力のある上に、撮影した後も、発売前であれば発売ができなくなるんです。これが使えなくなるというのは、未成年者、まあ十八歳、十九歳ですが、今言っているのは、非常に大きなことだと思うので、是非、笑うのではなく、一緒に協力をしたいというふうな思いです。

国会議員が賛同していただけたら、これ止めることができるんです。議員立法なんです。自民党さんと公明党さん、私たちがいろいろと協議を始めております。公明党さんは、AV問題、この強要問題には対策チームを立ち上げて大変に熱心に取り組んでいると聞いております。また、自民党さんも、強要問題についてはワンツート議連を立ち上げて取り組んでいるというふうな聞いております。

是非、これと野党が対立する問題ではもう絶対にありませんので、もう是非超党派で実現したいと思っておりますので御協力を、私たちが協力するという立場になるかもしれないんですが、是非お願いをしたいというふうな思っております。（発言する者あり）ありがとうございます。最後に、一問だけ聞かせてください。無痛分娩日本は、諸外国と比較して無痛分娩の数が非常に

に少ないという現実があります。総理は、妊娠、出産の支援、そして子育てしやすい環境整備をすべく答弁しておりますが、多くの女性が希望するも、日本の普及がこれ追いついていないんですね。見てください、日本はこんな感じで、六分なんです。

この無痛分娩の普及促進に対する総理のお考え、支援、あれば、是非よろしくお願いいたします。○内閣総理大臣（岸田文雄君） 御指摘の無痛分娩も含め、妊婦の方々が安心して、そして安全に出産できる環境を整えること、これは重要であると強く認識をしております。このため、出産する方々の経済的負担を軽減するために出産育児一時金を支給するとともに、無痛分娩については、この安全な実施体制を整備するため、医師等の医療従事者に対する研修や、対応可能な施設の情報提供を進めているところで、

出産育児一時金につきましても、平成十八年に三十万から三十五万に引き上げられた後、順次引き上げていき、令和四年、今年の一月、原則四十二万円まで引き上げられたということでもあります。是非、こうした出産育児一時金の充実等についても、これからも更に努めていかなければならない。特に、都市部等における負担を考えますときに、更なる努力が必要である、こういったことも認識をしております。

いずれにしましても、希望する方が安心して無痛分娩を受けることができるよう、妊産婦の皆さんの御意見も踏まえつつ、環境整備、政府としても取り組んでいきたいと考えています。○塩村あやか君 引き続き議論をしていきたいと思っております。今日は、時間をいただきまして、ありがとうございます。